

# 青森県報

第四千四百二十五号

平成三十年  
三月十六日  
(金曜日)

## 目次

### 規 則

- 青森県営住宅規則の一部を改正する規則…………… (建築住宅課) …… 一
- 青森県特定公共賃貸住宅規則の一部を改正する規則…………… (同) …… 一

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出…………… (健康福祉課) …… 二
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出…………… (同) …… 二
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出…………… (同) …… 二
- 右 同…………… (同) …… 二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の名称変更の届出…………… (同) …… 三
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出…………… (同) …… 三
- 右 同…………… (同) …… 三
- 漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正…………… (水産振興課) …… 四
- 公有水面埋立て工事のしゅん功認可…………… (港湾空港課) …… 四
- 右 同…………… (同) …… 五
- 換地処分…………… (農村整備課) …… 六
- 右 同…………… (同) …… 六

### 公 告

## 規 則

- 右 同…………… (同) …… 六
- 右 同…………… (同) …… 六

青森県営住宅規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第二号

#### 青森県営住宅規則の一部を改正する規則

青森県営住宅規則(昭和三十七年二月青森県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号口、第七条第一号口、第十三条第三号口及び第十四条第三号口中「控除対象配偶者等」を「同一生計配偶者等」に改める。

第一号様式の裏の注意事項の1の(3)、第七号様式の裏の注意事項の1の(2)、第十九号様式の注の1の(3)、第二十号様式の注の1の(3)及び第二十四号様式の注の1中「ア」を「イ」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県特定公共賃貸住宅規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第三号

#### 青森県特定公共賃貸住宅規則の一部を改正する規則

青森県特定公共賃貸住宅規則(平成九年七月青森県規則第七十四号)の一部を次の

ように改正する。

第四条第三号ロ、第十一条第二項第一号ロ、第十五条第三号ロ及び第十六条第三号ロ中「控除対象配偶者等」を「同一生計配偶者等」に改める。

第一号様式の裏の注意事項の1の(3)、第八号様式の注の1の(2)、第十四号様式の注の1の(3)及び第十五号様式の注の1の(3)中「~~控除対象配偶者等~~」を「同一生計配偶者等」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
変更前	福田眼科医院	上北郡六戸町大字犬落瀬字堀切沢五九の一〇七	平成 二九・二・三
変更後	医療法人明央会福田眼科医 院		

青森県告示第百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
角田外科クリニック	弘前市大字城東四丁目四の一八	平成二九・三・三〇

青森県告示第百九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

居 宅 介 護 事 業 者 名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	居 宅 介 護 事 業 所		廃 止 年 月 日
			名 称	所 在 地	
有限会社友情	黒石市大字上町二五の二	通所介護	「デイサービス「ゆうじょ」	黒石市大字東野添字長坂道北一五二の七	平成 二九・二・三〇
有限会社サン・シヨウ	青森市大字筒井字八ツ橋一三八二の一六	居宅療養管理指導	サン調剤薬局三沢店	三沢市大字三沢字堀口二二三九の三	三〇・一・三
有限会社リネット	秋田県鹿角市花輪字新川原四八の七	訪問介護	ヘルパーステーション「たがわ」	北津軽郡板柳町大字横沢字宮元一四六の六	二九・五・三

青森県告示第百九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用

する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	介護予防事業者	介護予防事業の種類	名 称	所 在 地	廃止年月日
	主たる事務所の所在地				
有限会社友情	黒石市大字上町二五の二	介護予防通所介護	「デイサービス「ゆうじょう」	黒石市大字東野添字長坂道北一五二の七	平成 二五・二・三〇
有限会社サン・シヨウ	青森市大字筒井字八ツ橋一三八二の一六	介護予防居宅療養管理指導	サン調剤薬局三沢店	三沢市大字三沢字堀口二三九の三	三〇・一・三
有限会社リンテック	秋田県鹿角市花輪字新川原四八の七	介護予防訪問介護	ヘルパーステーション「たがわ」	北津軽郡板柳町大字横沢字六宮元一四六の六	二五・五・三

青森県告示第九十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

区 分	名	称	所 在 地	変 更 年 月 日
			青森県知事 三 村 申 吾	

変更前	福田眼科醫院	上北郡六戸町大字犬落瀬字堀切沢五九の一〇七	平成 二五・二・三
変更後	医療法人明央会福田眼科醫院		

青森県告示第九十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居宅介護事業者	居宅介護事業の種類	名 称	所 在 地	廃止年月日
	主たる事務所の所在地				
有限会社友情	黒石市大字上町二五の二	通所介護	「デイサービス「ゆうじょう」	黒石市大字東野添字長坂道北一五二の七	平成 二五・二・三〇
有限会社サン・シヨウ	青森市大字筒井字八ツ橋一三八二の一六	居宅療養管理指導	サン調剤薬局三沢店	三沢市大字三沢字堀口二三九の三	三〇・一・三

青森県告示第二百号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二

の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者	名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類	介護予防事業所	廃止年月日
有限会社友情	黒石市大字上町二五の二	青森市大字筒井字八ツ橋一三二の六一	介護予防通所介護	「デイサービス」 サン調剤薬局 三沢店	平成 二〇・二・三〇 三〇・一・三
有限会社友情	黒石市大字東野添字長坂道北一五二の七	三沢市大字三沢字堀口二三九の三	介護予防居宅療養管理指導		

青森県告示第百二一〇号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号（漁業災害補償法による加入区の設定）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

二の表八戸市南浜区域の項を次のように改める。

八戸市南浜区域 八戸市南浜漁業協同組合 の地区	<ol style="list-style-type: none"> <li>一 内水面以外の水面において網漁具を水深二十メートル以上の水中に定置して主としてさけをとる漁業</li> <li>二 総トン数二十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としてまだら底はえなわ漁業</li> <li>三 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主として籠漁業</li> </ol>
-------------------------------	---

青森県告示第百二一〇号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十八

年八月七日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二条第一項の規定により、平成三十年三月七日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日まで青森市役所に備え置いて閲覧に供される。

平成三十年三月十六日

青森港湾管理者 青 森 県  
代表者 青森県知事 三 村 申 吾

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一  
青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一  
青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

青森市本町四丁目一番地一五、二番地一四、二番地一二及び二番地一一の地先  
公有水面

2 区域

次の各地点のうち①の地点から⑫の地点までを順次に結んだ線、⑫の地点から三五〇度三八分〇三秒四四・〇三メートルを円心とする半径四四・〇三メートルの円周で⑫の地点と⑬の地点とを結ぶ南東側の円弧、⑬の地点から⑭の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑮の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 新北防波堤西灯台（北緯四〇度五〇分〇八秒、東経一四〇度四五分〇二秒）から一五三度三五分一六秒五一五・五八メートルの地点

②の地点 ①の地点から八〇度三三分二六秒一六・二三メートルの地点

③の地点 ②の地点から二〇〇度三三分一四秒一二七・一一メートルの地点

④の地点 ③の地点から一三八度二〇分〇秒一五・四七メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から一一〇度四四分〇三秒一二・三〇メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から一七〇度五二分五秒一二・九四メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から一七〇度五二分五秒一二・九四メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から一七〇度五二分五秒一二・九四メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から一七〇度五二分五秒一二・九四メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から一七〇度五二分五秒一二・九四メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から一七〇度五二分五秒一二・九四メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から一七〇度五二分五秒一二・九四メートルの地点

- ⑦の地点 ⑥の地点から二六〇度三八分〇二秒四一・九五メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から二六〇度三八分〇三秒一〇〇・一九メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から三五〇度三五分二九秒三一・五〇メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から八〇度三八分〇二秒二六・八三メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から三五〇度三六分一〇秒〇・七二メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から八〇度三八分〇五秒五四・〇〇メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から五〇度三五分三九秒四四・〇九メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から二〇度三三分一一秒八二・一九メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から一一〇度三三分二秒〇・七〇メートルの地点

3 面積

六、三〇三・〇六平方メートル

青森県告示第百二十三号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成二十六年十月二日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二條第一項の規定により、平成三十年三月七日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日まで八戸市庁に備え置いて閲覧に供される。

平成三十年三月十六日

八戸港港湾管理者 青 森 県  
 代表者 青森県知事 三 村 申 吾

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目一の

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目一の

青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

八戸市沼館四丁目一番一、一番二の一部、一番三の一部、一番五の一部、一番三八の一部、一〇一番二の一部及び一番五一の一部の公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑳の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 電子基準点八戸基点（北緯四〇度三〇分五五・二七五三秒、東経一四一度三〇分四〇・六三三三秒）から三一八度五三分三一秒二、二六五・二六メートルの地点

- ②の地点 ①の地点から七度一八分三五秒一四・四六九メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から二七四度一三分〇一秒〇・六五二メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から七度〇三分三二秒一一・〇六六メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から九六度一八分四一秒四・八一二メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から一八七度〇〇分三四秒一・四七五メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から九七度〇六分五一秒三一・二〇〇メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から七度三五分四一秒〇・〇三〇メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から九七度〇九分〇〇秒六〇・〇〇〇メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から七度〇七分三〇秒〇・〇六五メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から九七度一分二四秒五〇・五六六メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から三五度四二分〇二秒七・四三八メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から一八二度二八分一秒七・四九五メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から二五四度〇一分四六秒二六・八八〇メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から二三七度一七分〇八秒七・五七三メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から三三六度三九分三〇秒一八・二四五メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から一九一度一八分三六秒一三・五七三メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から一八三度三八分三四秒二四・六七九メートルの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から一八八度一七分五五秒一・五三八メートルの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から二九三度一〇分一八秒一・六七七メートルの地点
- ㉑の地点 ⑳の地点から二九〇度五四分三一秒四・〇八八メートルの地点
- ㉒の地点 ㉑の地点から二九〇度五六分五七秒〇・五一メートルの地点
- ㉓の地点 ㉒の地点から二〇三度二〇分一〇秒〇・四九二メートルの地点
- ㉔の地点 ㉓の地点から二〇三度一六分五五秒一・八〇三メートルの地点

- ②5の地点 ②4の地点から一九〇度四八分三七秒五・〇三八メートルの地点
- ②6の地点 ②5の地点から一九一度四〇分二五秒一三・七四九メートルの地点
- ②7の地点 ②6の地点から一九二度三九分一四秒二〇・二二七メートルの地点
- ②8の地点 ②7の地点から二九〇度一五分五五秒一八・三七六メートルの地点
- ②9の地点 ②8の地点から二九四度一八分五七秒三・四四一メートルの地点
- ③0の地点 ②9の地点から二八九度三八分二八秒八・一二七メートルの地点
- ③1の地点 ③0の地点から二八六度〇六分二二秒四・五五二メートルの地点
- ③2の地点 ③1の地点から二八九度四〇分三三秒一四・六五九メートルの地点
- ③3の地点 ③2の地点から二八九度一〇分四三秒一三・七一九メートルの地点
- ③4の地点 ③3の地点から三一一度四六分四九秒一五・八七六メートルの地点
- ③5の地点 ③4の地点から三一九度四一分〇二秒一〇・五六四メートルの地点
- ③6の地点 ③5の地点から三三一度二六分一五秒二九・四七一メートルの地点

3 面積

七、一五五・六一平方メートル

公 告

換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、大平地区の県営土地改良事業に係る第一一工区の換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公告する。

平成三十年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、大平地区の県営土地改良事業に係る第一一二工区の換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公告する。

平成三十年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、大平地区の県営土地改良事業に係る第三工区の換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公告する。

平成三十年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、南沢地区の県営土地改良事業に係る換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公告する。

平成三十年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

（印刷所・販売人）  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭